

令和5年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第13061号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月13日

判 決

原告

同訴訟代理人弁護士

被告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟復代理人弁護士

同

[Redacted]

[Redacted]

古 城 資 久

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成29年6月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「JPA」という。）の専務理事を務めていた原告が、JPAの会員であった被告が作成し、他の会員へ配付するなどした書面により名誉を毀損されたと主張して、被告に

対し、不法行為に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する最後の不法行為日である平成29年6月12日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠〔書証は枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア JPAは、日本におけるパワーリフティング競技を統括・代表する団体として同競技の普及・振興を図ること等を目的とし、その普及・振興を図るための事業や、全日本選手権などパワーリフティングに関する競技会の開催等を行っている公益社団法人である。

都道府県におけるパワーリフティング競技を統括する団体（以下「地方協会」という。）を代表する者等がJPAの正会員（社員）の資格を有し、JPAの社員総会は全ての正会員をもって構成される（以下における社員総会は、いずれもJPAの社員総会を指す。）。

JPAの定款においては、社員の資格を有する正会員以外にも、準会員、名誉会員、賛助会員が定められ、これらを併せてJPAの会員とされている。

なお、JPAの代表理事は、平成25年5月25日から平成30年7月21日まで[]（以下「[]会長」という。）であり、平成30年7月21日から令和元年11月24日まで[]（以下「[]会長」という。）であり、令和元年11月24日以降は被告である。

（以上につき、甲1、2、乙12）

イ 原告は、平成27年6月6日から平成30年4月13日までの間、JPAの理事であった者であり、平成28年度及び平成29年度は経理の責任者である専務理事を務めていた。（甲1、弁論の全趣旨）

原告は、平成30年9月16日に開催された社員総会の決議により、JPAから除名処分を受けた。(乙7の2〔別紙2〕)

ウ 被告は、平成29年当時、地方協会の一つである兵庫県パワーリフティング協会の会長を務め、JPAの正会員の地位を有していた者であり、平成30年6月2日にJPAの理事に就任し、令和元年11月24日には上記アのとおりJPAの代表理事に就任した。(甲2)

(2) 被告による書面の配付等

ア 被告は、平成29年6月18日に開催された平成29年度定時社員総会(乙21。以下「本件定時総会」という。)において、出席者に対し、自身が作成した平成29年6月12日付け書面(甲3。以下「本件書面1」という。)を配付した。

本件書面1の本文は別紙1のとおりであり、これに、パワーリフティング競技に関わる者(以下「競技関係者」という。)が匿名で原告からパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント(以下、これらを総称して「ハラスメント」という。)の被害を受けたなどと申告する旨陳述した内容を記載した書面や、同様の被害について競技関係者から聴取した内容を記載した文書が合計11通添付されている(以下、本件書面1に添付された文書を、その添付された順に「本件申告書面①」ないし「本件申告書面⑪」といい、併せて「本件各申告書面」という。)

イ その後、JPAの理事に就任した被告は、令和元年10月15日に開催された臨時総会に際し、JPAの正会員に対し、自身が作成した令和元年10月15日付けの「古城資久の考え」と題する書面(甲4。以下「本件書面2」といい、本件書面1と併せて「本件各書面」という。)を送付した。本件書面2の記載内容は、別紙2のとおりである。

ウ 本件各書面における記載のうち、原告が名誉毀損を主張している記載部分は別紙3-1(本件書面1に関するもの)及び同3-2(本件書面2

に関するもの) のとおりである。なお、本件書面2における記載のうち、別紙3-2記載(1)の記載を「本件前半の記載」といい、同別紙記載(2)の記載を「本件後半の記載」という。

3 争点及び主張

本件の争点は、①本件各書面を配付するなどした被告の行為に不法行為が成立するか(名誉毀損該当性、違法性阻却事由の有無、故意又は過失の有無)並びに②損害の発生及びその額であり、争点に関する当事者の主張の要旨は別紙4のとおりである。なお、別紙3及び4で定義する略語については、本文中でも用いることとする。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件各書面に係る記載は原告の社会的評価を低下させる面があるものの、被告が本件各書面を配付するなどした行為の違法性は阻却されるから、原告の請求は理由がなく棄却すべきものであると判断する。その理由の詳細は以下のとおりである。

1 判断枠組み

まず、名誉毀損及び違法性阻却等に関する判断枠組みを示した上で、本件各書面に係る記載が原告の名誉を毀損するか、名誉を毀損するとして、違法性が阻却されるか、故意又は過失が欠けることとなるかについて個別に検討することとする。

(1) 名誉毀損該当性に関する判断枠組み

ある表現における意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解するのが相当である(最高裁昭和29年(才)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。

そして、名誉毀損の成否が問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別するについても、当該表現

5 についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであるところ、当該表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、他方、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するといふべきである（最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小
10 法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成15年(受)第1793号、同年(受)第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

(2) 違法性阻却等についての判断枠組み

15 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、その行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において
20 上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

25 一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くものといふべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者にお

いて上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。

2 本件書面1について

(1) 認定事実

前記前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件定時総会は、社員総会の構成員であるJPAの正会員が参加し、原告を含む5名の理事の再任等が議案とされていた。被告は、本件定時総会の会場において、同総会の出席者である正会員に対し本件書面1を配付したほか、正会員以外のJPAの会員に対しても本件書面1を送付した。

なお、JPAの定款によれば、正会員以外の会員である準会員は「法人の目的に賛同し事業の実施に協力する団体を代表する個人又は団体」、賛助会員は「法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体」と規定されている。

(以上につき、前提事実(1)ア、乙12、21、弁論の全趣旨)

イ 本件書面1に添付された本件各申告書面は、主に競技関係者（パワーリフティング競技の選手）が匿名で原告からのハラスメントの被害を申告する内容の文書であり、いずれも「●選手」（●はアルファベット等）、「セクシャルハラスメントの事例」などといった表題の下、具体的な申告内容が記載されている（ただし、本件申告書面①から③までは同一人物の申告である。）。

なお、本件申告書面①から③まで、同⑤、同⑦、同⑩及び同⑪は、当該選手による陳述内容をそのまま記載したものであり、本件申告書面④は、当該選手によるフェイスブック上の投稿を引用して作成されたものである。また、本件申告書面⑥は、当該選手の申告内容を第三者が録取した内

容に続けて、被告が「古城の意見」という項目の下に記載したものである。そのほか、本件申告書面⑧は、日本体育協会が本件申告書面⑦の陳述をした当該選手の父から被害の相談を受けた際の聴取内容や調査後の相談者に対する連絡内容を記載したものである。

(以上につき、甲3、弁論の全趣旨)

ウ 本件各申告書面①から⑥まで及び同⑨から⑪までの各記載内容については、いずれも匿名であった当該選手(7名)が、それぞれ実名において、自らが当該申告をしたこと又はフェイスブックに当該申告に係る投稿をしたことを認めるとともに、その申告内容が真実である旨の陳述書を作成している。また、本件申告書面⑦及び⑧に記載された被害に関しては、当該選手(1名)の父による相談を受けて日本体育協会の「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の担当弁護士による当該選手に対するヒアリング調査が実施され、その結果がJPAの役員に対して報告された上、事実確認及びJPAの一層の適切な組織運営の構築に向けた取組について検討するように依頼された。(甲3、乙1~6、8、弁論の全趣旨)

(2) 本件書面1は原告の名誉を毀損するか

ア まず、前提として、本件書面1において摘示されている事実の内容につき、原告は、本文で引用されている本件各申告書面に記載された本件記載①から⑪までの事実が摘示されている旨を主張するのに対し、被告は、複数の匿名の選手が原告によるハラスメントの被害を申告しているという事実が摘示されている(同事実を前提に、原告がJPAの理事として不適当な人物であるとの意見ないし論評を記載したものである)旨を主張するため、この点について判断する。

ア 本件書面1は、本件定時総会において原告を理事に再任するか否かの決議をするに当たり、本件定時総会の出席者である正会員に配付されたほか、正会員以外の会員にも送付されたものであるところ(上記(1)認定

事実ア)、その本文の冒頭に「日本パワーリフティング協会 正会員各位」と記載され、「日本体育協会には以下のガイドラインが有りますが、JPA [REDACTED] 専務理事の言動はこれらのガイドラインを大きく逸脱していると考えます。」との文に始まり、「これらが一部でも真実であれば、公益社団法人の理事としては極めて不適当な人物であると考えます。」との文で終わっていることからすれば、当時JPAの正会員であった被告が、上記決議に当たり、原告の理事としての適格性につき自身の考えを示し、本件定時総会の出席者に対し議論や検討を促すために配付された書面であると理解される(なお、本件書面1がその宛名である正会員以外の会員へも送付されたことについては、正会員以外の会員は社員総会の構成員ではないもののJPAの事業に協力・賛助する立場にあってJPAの理事の選任に重大な関心を有していることに鑑み、参考として送付されたものと解される。)

そして、本件書面1の本文においては、冒頭の上記第1文に続けて、「[REDACTED] 理事の具体的な逸脱行為を列記します。」と記載され、その具体的な逸脱行為の詳細については添付された本件各申告書面を引用していると解される。もっとも、①本件各申告書面のほとんどは、当該選手が「私」という一人称を用いて陳述した内容をそのまま記載するか、当該選手がフェイスブックに投稿した内容をそのまま引用したものであって、その内容が真実であるかに関する解説やコメント等は加えられていない。②また、本件各申告書面には、当該選手と原告との対面や電話等でのやり取りの内容に関する記載が多く見られるところ、このような記載内容の真偽について事実関係を確認することは容易でない一方、その個々の内容の真偽は措くとしても、8名の選手からそれぞれハラスメント被害の申告がされているという事実自体が、原告の理事としての適格性に疑義を生じさせる根拠となるものであり、JPAの正会員らが本

件定時総会の決議に臨んで原告の理事再任に関する議論や検討をするための資料となり得るものである。③加えて、本件書面1の本文においても、「これらが一部でも真実であれば、公益社団法人の理事としては極めて不適当な人物であると考えます。」と記載されており、本件各申告書面に記載された申告内容が真実であると断ずるのではなく、これらの申告がされているという事実をもって、原告の理事としての適格性に対し疑問を投げかける趣旨であることがうかがわれる。

上記①から③までの事情を踏まえ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件書面1は、複数の競技関係者が原告から本件各申告書面に記載されたとおりのハラスメントを受けた旨の被害を申告しているとの事実を摘示するとともに、その事実を前提に、これらの申告内容のうち一部でも真実であれば理事としての適格性を欠く旨の意見ないし論評を記載したものであると認めるのが相当である。

(イ) これに対し、原告は、上記(ア)③の点に関して、本件書面1の本文において(a)「ガイドラインの抜粋を示すとともに、 理事の具体的な逸脱行為を列記します。」、(b)「セクハラ、パワハラという事例の性格上、これら表記する事例は氷山の一角であると考えます。」と記載された後に、改行の上で、(c)インターネット上に、原告の前職時代における言動にハラスメントの疑いがある旨の投稿がされていることを指摘する旨の記載があり、これに改行することなく続けて(d)「これらが一部でも真実であれば、公益社団法人の理事としては極めて不適当な人物であると考えます。」と記載されていることを根拠に、本件書面1の本文は本件各申告書面を引用した前段部分とインターネット上の投稿を指摘した後段部分に分かれており、「これらが一部でも真実であれば」との留保は後段部分におけるインターネット上の投稿のみを指しているものであると主張する。

しかしながら、本件書面1の本文においては、原告が前段部分と主張する上記(a)の文と(b)の文との間にも改行があり、改行の有無と文章の意味のまとまりとは必ずしも合致するものとはなっていない。むしろ、本件書面1の本文の記載内容を見れば、本件各申告書面の引用とインターネット上の投稿の引用の二つをもって、原告の理事としての適格性に対し疑問を投げかける根拠を示していると解されるのであり、本文中の最後に置かれている上記(d)の文は、これら二つの根拠を踏まえ、全体を総括するものとして記載されていると見るのが自然な読み方であり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合の理解であるというべきである。

そうすると、本件書面1の本文においては、引用された本件各申告書面の内容についても、「これらが一部でも真実であれば」との留保が付されているものと認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

イ 以上を前提に、本件書面1が原告の社会的評価を低下させるものであるかどうかについて検討すると、複数の競技関係者が原告から本件各申告書面に記載されたとおりのハラスメントを受けた旨の被害を申告しているとの事実、及び、この事実を前提として、これらの申告内容のうち一部でも真実であれば理事としての適格性を欠く旨をいう被告の意見ないし論評は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

そこで、以下においては、このような本件書面1に関し違法性阻却事由が認められるか否かについて検討する。

(3) 本件書面1に関する違法性阻却事由の有無等

ア 公共性及び公益目的

上記(2)アのとおり、本件書面1は、本件定時総会において原告を理事に再任するか否かの決議をするに当たり、被告が、複数の競技関係者が原

告からハラスメントを受けた旨の被害を申告していることを根拠に、原告の理事としての適格性に疑問を投げかけ、議論や検討を促すことを目的に、本件定時総会の出席者である正会員に配付したほか、正会員以外の会員にも送付したものである。

5 JPAは、日本におけるパワーリフティング競技を統括・代表する団体として同競技の普及・振興を図るための事業や、全日本選手権などパワーリフティングに関する競技会の開催等を行っている公益社団法人であり（前提事実(1)ア）、その理事の選任に関わる事項（現に理事の地位にある者が理事としての適格性を有しているかに関する事項を含む。）
10 は、JPAの社員総会の構成員である正会員をはじめ、上記事業の協力団体や賛助団体（これらは、JPAの会員の一種である準会員や賛助会員に当たる。）にとって重大な関心事であるばかりでなく、社会一般の関心事に係る事項でもあるといえ、公共の利害に関する事実と認められる。また、本件書面1が配付・送付された目的は上記のとおりであるから、専ら公益を図る目的で行われたと認められる。
15

これに対し、原告は、本件書面1は被告の原告に対する私怨を晴らす目的で配付・送付されたものであると主張するが、その配付等に公益目的が存在することは上記説示により明らかである一方、被告に原告に対する私怨を晴らす目的があったことをうかがわせる証拠はないから、原告
20 の同主張は採用することができない。

イ 真実性及び相当性等

上記(1)認定事実ウによれば、本件各申告書面①から⑥まで及び同⑨から⑪までの各記載内容については、いずれも匿名であった当該選手（7名）が、実名において、自らが当該申告をしたこと又はフェイスブックに当該申告に係る投稿をしたことを認める旨の陳述書を作成していること、
25 また、本件申告書面⑦及び⑧の記載に関しては、当該選手（1名）

の父による相談を受けて日本体育協会の相談窓口の担当弁護士により行われた調査の結果がJPAの役員に対して報告されていることから、これら8名の選手が原告から本件各申告書面記載のとおりハラスメントを受けた旨の被害を申告していることそれ自体は真実であると認められる。

そして、このような被害申告があったことを前提とする被告の意見ないし論評（本件書面1の本文のほか、本件申告書面⑥に記載されたものを含む。）は、人身攻撃にわたるような表現を含むものではなく、意見ないし論評の域を出ないものである。

なお、被告が自らの意見ないし論評の根拠として掲げた本件各申告書面には、当該選手が申告するハラスメント被害の内容について赤裸々な表現も含まれている。しかし、JPAの正会員らが原告の理事としての適格性について議論や検討をするに当たっては、被害申告をした選手の人数のみならず、それらの申告が相応に真摯なものであることや申告されたハラスメント被害の内容が軽視できないものであることも重要な考慮事情となり得ることに鑑みれば、当該選手が申告した内容を具体的な形で示す必要性があったといえる。このことに、本件書面1の配付・送付先がJPAの正会員や正会員以外の会員といったJPAの理事の選任に重大な関心を抱いている関係者の範囲にとどまっていることを併せ考慮すると、被告が当該選手の申告内容をそのまま引用した上で自らの意見ないし論評を加えたことが、意見ないし論評の方法として相当性を欠くということもできない。

(4) 小括

以上によれば、本件書面1に係る記載は原告の社会的評価を低下させる面があるものの、被告が本件書面1を配付するなどした行為の違法性は阻却される。

3 本件書面2について

(1) 認定事実

前記前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告の専務理事としての勤務及び報酬等に関する問題の指摘

(ア) 原告は、平成28年度及び平成29年度にJPAにおいて経理の責任者である専務理事を務めていた。(前提事実(1)イ)

(イ) 公益認定等委員会は、平成30年9月11日、JPAにおいて①平成29年度に係る事業報告等を期限までに提出せず、期限から2か月以上経過しても提出しないこと、②平成28年度に係る事業報告等については、期限から1か月以上遅延して提出したこと、及び提出された内容の一部に不適切ではないかとの疑義があったことなどから、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)27条1項及び59条1項の規定に基づく報告要求として、JPAに対し、これらの遅延の理由や提出見込み、内容に関する見直しの必要性の有無、今後の再発防止策等についての具体的な説明を求めた。

(乙9)

JPAは、上記報告要求を受けて、平成30年10月5日、公益認定等委員会に対し、報告を求められた事項についての報告書を提出した。同報告書には、(a)JPAにおける事業報告等の遅延の理由として、平成27年度における役員の辞任等があったほか、特定の理事(原告)の圧力により、当人の意に添わない数名の理事が辞任したことで更に組織の脆弱化を招いたこと、また、平成28年度に上記の特定理事(原告)が専務に昇格したことにより、当該専務(原告)に実権が集中し、独善的な運営によってガバナンスとコンプライアンスを踏みにじり、規程類を無視して、自分の独善的価値観を優先した不適切な協会運営が進められ

る事態となった旨が記載されていたほか、(b)前専務(原告)が自分勝手な判断で、日額3000円の日当を計上した上で、総額235万4000円の金額を得ていたことが判明した旨が記載されていた。(乙13)

なお、JPAの平成28年度及び平成29年度の監査報告(いずれも平成30年8月16日付け)では、公益事業の会計において大きなウエイトを占める国際大会については、収支報告が理事会でされることが規程に定められているにもかかわらず、上記各年度において1度も収支報告がされておらず、公益法人として経理的基礎を欠いているといわれても仕方がない状況である旨が指摘されている。(乙10)

(ウ) JPAの定款では、理事は原則として無報酬とするが、常勤の理事については、社員総会決議において定める総額の範囲内で、支給基準に従った報酬等の支給をすることができると定められている。

原告は、平成28年度及び平成29年度において上記(イ)(b)のとおり日額3000円の日当を受けるに際し、社員総会決議を経ていなかった。

かかる日当の問題については、JPAの監事が平成30年2月14日付けで作成した「理事会における監事指摘書」においても、定款・規程に抵触する旨の指摘がされていた。

(以上につき、乙12、14、弁論の全趣旨)

(エ) JPAは、原告に対し、パワーリフティングの国際大会に際して必要な経費に充当することを目的として仮払金を支払っていたところ、原告は、JPAに対し、仮払金から必要な経費を控除した金額を返還しなければならなかったにもかかわらず、各大会後速やかな精算・返金をしなかった。JPAは、原告から返還されていない仮払金残額56万0166円について、貸付金として計上した。(乙15、16)

(オ) 原告がJPAの理事であった平成27年6月6日から平成30年4月13日までの間に、JPAの理事及び監事のうち合計7名が辞任した

(乙17)。

イ 別件訴訟

JPAは、平成31年の初め頃、上記アの日額3000円の日当や国際大会の仮払金等につき、原告に対し、主位的に不法行為に基づき、予備的に不当利得に基づき、原告が受領した金額の支払等を求める訴訟を提起した（別件訴訟。なお、同訴訟において、原告が権限に基づかずに受領した金員は合計358万9691円であると主張されていた。）。被告は、別件訴訟の訴え提起時にはJPAの理事であり、同訴訟係属中の令和元年11月24日にJPAの代表理事に就任した。（前提事実(1)ウ、甲9）

神戸地方裁判所姫路支部は、令和3年6月23日、別件訴訟について、JPAの請求を棄却する旨の判決をした。同判決は、①謝金（日当）については、理事の報酬ではなく交通費や昼食代の負担を考慮して支給される費用に相当するものであり、日額3000円という額は不当に高額であるとはいえないことから、原告がこれを受領したことは不法行為に当たらず、平成29年9月28日にそれまで受領していなかった謝金97万円を一括で受領したことについても、JPAの当時の理事が承認したと認められることからすれば、不当に取得したものとはいえないとして、原告による謝金の受領が横領に当たる旨のJPAの主張は採用することができないとし、また、②国際大会の仮払金については、原告が58万4902円の返還義務を負うとしつつ、原告が平成29年4月から同年12月まで国際大会に合計9回団長として参加したことにより支給されるべき団長手当の未払分75万円の支払請求権と対当額において相殺されたものと認められるなどと説示している。（甲9）

ウ 本件書面2の送付

本件書面2は、原告がJPAから除名処分を受けた後の令和元年10月

15日に開催された臨時総会に先立ち、当時JPAの理事であった被告が、JPAの正会員に対し送付したものである。(前提事実(1)イ、(2)イ)

本件書面2は、「JPAの民主的運営に関する問題と解決策について」(以下「テーマA」という。)、**IE**・**体制**の理事、役員に対する責任追及について(以下「テーマB」という。)及びその他二つのテーマに分けて記載されている。

テーマAの記載内容は、①**会長**時代に原告が理事となり、金銭面の問題やハラスメント問題が生じて理事等の辞任や解任が相次いだこと、その後、**会長**が就任してからも、理事等の辞任や解任など、**会長**時代と同様の事態が生じていることを指摘した上で、②このような事態が2度にわたり繰り返された背景には、JPAの理事の選任の在り方に問題があり、地方協会推薦者、団体推薦者、適切な学識経験者であるべきものが、実際には「現理事会に賛同するものの一本釣り」となっていた実情があり、このままでは、一部の理事の意見に賛同するものばかりで理事会が構成されてしまい、その運営が歪められてしまう懸念があるとし、③上記の2度の失敗を踏まえ、民主的で安定的な運営を行うために、理事の選任の基本に立ち返り、いわば下からの民主主義を確立することが急務であるとして、理事構成の大幅な見直しを提案するものである。

テーマBの記載内容は、**会長**時代の理事等について追加の処分や訴えの提起をすることを支持する意見に対して、①**会長**及び原告による体制は既に終焉しており、問題の中心であった原告に関してはJPAが約300万円の支払を求める損害賠償訴訟(別件訴訟)を提起しているが、これは、一括で800日分の日当240万円を受け取るなど恣意性が高く、民事請求可能と考えられ、かつ額も大きいためであり、同時

に、JPAにおいて一定のけじめをつける必要から行われたものであること、②原告以外の人物による不適切な行為は、原告がいなければ、少なくともこれほど大きな規模ではされなかったと考えられ、不適切な行為に関係した者の責任を最後まで追及することがJPAの事業目的にとって合目的とはいえないこと、③これ以上の処分や訴え提起を行うことは、JPAにとって金銭的なマイナスになり、経済的合理性に欠けることを指摘し、上記意見に反対する旨を述べるものである。

なお、原告が名誉毀損であると主張する本件前半の記載（別紙3-2の(1)）は、テーマAに係る記載の一部であり、本件後半の記載（同別紙の(2)）は、テーマBに係る記載の一部である。（以上につき、甲4）

(2) 本件書面2は原告の名誉を毀損するか

ア 本件前半の記載

本件書面2のうち本件前半の記載は、別紙3-2の(1)記載のとおりである。同記載内容に照らせば、本件前半の記載には、原告という問題ある人物をJPAの理事に選任したところ、金銭面の問題、ハラスメントの問題などが相次いだほか、理事、監事、委員長などの辞職や解任が相次ぎ、JPA個人正会員、地方協会会員、団体会員の離反を招いたという事実が摘示されていると認めるのが相当である（なお、本件書面2には、金銭面の問題の一部を成す日当の受領に係る問題が記載されているが、他の金銭面の問題及びハラスメントの問題についてはそれらの具体的な内容が記載されていない。）。

このような摘示事実は、原告が理事在任中に金銭面の問題やハラスメントの問題を起し、理事や監事の辞職等や会員の離反などの混乱を招く原因となったとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

イ 本件後半の記載

本件書面2のうち本件後半の記載は、別紙3-2の(2)記載のとおりである。同記載内容に照らせば、本件後半の記載には、原告が一括で800日分の日当240万円を受け取ったためにJPAが原告を相手に約300万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起したという事実が摘示されている（なお、この点に関し、被告は、本件後半の記載は原告以外の役員に対する損害賠償請求は不要であるとの見解を示すことに主眼があり、上記認定のような事実の摘示はないと主張するが、本件後半の記載には「一括で800日分の日当240万円を受け取るなど恣意性が高く、民事請求可能と考えられ」との内容が含まれ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、原告が一括で800日分の日当240万円を受け取ったという事実が存在するために提訴をする旨が記載されていると理解されるから、上記認定の事実摘示がされていると解するのが相当である。）。

このような摘示事実は、原告が正当な権利がないにもかかわらず合計240万円の日当を不正に受領したとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

ウ そこで、以下、本件前半の記載及び本件後半の記載の双方に関して、違法性阻却事由の有無等を検討する。

(3) 本件書面2に関する違法性阻却事由の有無等

ア 公共性及び公益目的

上記(1)認定事実ウのとおり、本件書面2のうち本件前半の記載を含むテーマAの記載内容は、JPAの理事会の運営に関する2度の失敗を踏まえ、理事構成の大幅な見直しを提案するもので、過去の失敗例の一つとして原告の理事在任中に生じた問題（本件前半の記載）を挙げているものである。また、本件後半の記載を含むテーマBの記載内容は、JPAの原告に対する別件訴訟が提起されていることを前提に、■■■■会長時代の原告以外の理事等についても追加の処分や訴えの提起等を行うことを

支持する意見があったのに対して、原告に対する別件訴訟の提起には相応の理由（本件後半の記載）があったが、原告以外の理事等については追加の処分や訴えの提起等をする合理性が見出せないとして上記意見に反対する旨を述べるものである。

5 これらの記載内容に加え、本件書面2が令和元年10月15日に開催された臨時総会に際して、JPAの理事である被告の意見を記したものとして正会員に送付されたものであること（前提事実(2)イ）を踏まえると、本件書面2は、被告がJPAの理事としての立場において、正会員
10 に対し、理事の選任の方法についての見直しや、 会長時代の理事等に対する責任追及の範囲について自らの見解を示し、これらの問題に関する議論や検討を促すことを目的としていると解されるから、公共の利害に関するものであり、専ら公益を図る目的で行われたと認められる。

これに対し、原告は、被告には原告が違法行為をしたと流布する目的があると主張するが、本件書面2の記載からは原告に対し私怨を晴らす等の
15 目的があるとうかがうことはできず、そのほか、原告主張のような目的の存在を認めるに足りる証拠もないから、原告の主張は採用することができない。

イ 真実性及び真実相当性

(ア) 本件前半の記載

20 上記(1)認定事実ア及びイによれば、①原告が経理を担当する専務理事であった平成28年度及び平成29年度に、JPAは公益認定等委員会に提出すべき事業報告等の提出期限を徒過し、期限後に提出された内容にも不適切な点が含まれているとの疑義が生じて、同委員会より公益法人認定法の規定に基づく報告要求を受けたこと、②同報告要求に関して
25 JPAが提出した報告書には、原告の圧力により、その意に添わない数名の理事が辞任したことや、原告の独善的な運営によって規程類を無視

した不適切な協会運営がされていた旨が記載されていたこと、③原告は、上記各年度において、社員総会の決議を経ることなく日額3000円の日当を合計235万4000円(784.7日分)受けており、そのうち97万円は一括で受領したものであったこと、④原告は、JPAからパワーリフティングの国際大会に際して必要な経費に充当する分として仮払金を受領していたにもかかわらず、各大会後速やかに残金を返還せず、JPAにおいて56万0166円を原告に対する貸付金として計上していたこと、⑤原告が理事であった期間に、JPAの理事等のうち7名が辞任したことが認められる。

また、前記2(3)イに説示したとおり、⑥8名の選手が原告から本件各申告書面記載のとおりハラスメントを受けた旨の被害を申告していることが認められる。

上記①から⑥までに照らせば、本件前半の記載は、原告が理事であった期間に金銭面の問題やハラスメントの問題が複数生じ、複数の理事が辞任しているという核心部分について真実であるか、少なくともこれを真実と信ずるについて相当な理由があると認められる。

これに対し、原告は、(a)公益認定等委員会に提出すべき書類は最終的に処理が終了したことや、(b)別件訴訟において原告が勝訴していること(上記(1)認定事実イ参照)からすると、摘示事実は真実ではなく、真実相当性も認められないと主張する。

しかしながら、上記(a)については、⑦JPAが公益認定等委員会から公益法人認定法の規定に基づく報告要求を受けたこと自体が問題の重大性を示している上、⑧平成29年度の事業報告等については上記報告要求がされた平成30年9月11日時点で未だ提出されておらず、原告はその直後の同月16日の社員総会決議により除名処分を受けていること、⑨上記報告要求に対する報告書や監査報告でも、原告が専務理事を

務めていた期間中におけるガバナンス上、会計処理上の問題が指摘されていること（以上につき、前提事実(1)イ、上記(1)認定事実ア(イ))に鑑みれば、平成28年度及び平成29年度における会計処理等に問題が生じていなかったとは到底いえない。

また、上記(b)についても、別件訴訟の判決では、請求の大部分を占める日当の受領について、理事の報酬ではなく費用に当たると認定されているものの、同判決がされたのは被告による本件書面2の送付がされてから1年以上経過した後である（前提事実(2)イ、上記(1)認定事実イ）上、JPAの平成29年度の監査報告（平成30年8月16日付け）においては、原告による日当の受領について「1日3000円程度であれば、交通費と弁当見合いであるので慣習的に許容すべきでないか」という見解に対し、現行規程において役員は無報酬とされていること、費用の精算と報酬を明確に区別する規定が定められていること、JPAが公益法人になってから年数がそれほど経っていない状況において慣習は認め難いこと、許容されるという見解を拡大解釈して根拠なく何百日分も請求した事例が発生したことなどから、無報酬を徹底すべきである旨の監事の意見が示されていること（乙10の2）に照らせば、被告が本件書面2を送付した令和元年10月15日頃の時点において、原告による日当の受領が不適切な会計処理であると信じたことには相当な理由が認められる。また、これを措くとしても、原告には、上記(a)のような専務理事在任中の会計処理上の問題や、国際大会に関する仮払金の残金返還が未了であるという問題（上記(1)認定事実ア(エ))が存在したことが認められるから、本件前半の記載の摘示事実である金銭面の問題が複数生じたという事実については真実性を認めることができる。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、本件前半の記載については、摘示された事実の重要な部分が真実であるか、少なく

ともこれが真実であると信ずるについて相当の理由があると認められる。

(イ) 本件後半の記載

上記(1)認定事実ア及びイによれば、原告は理事在任中、日額3000円、総額235万4000円の日当を受領し、そのうち97万円を一括で受領していたこと、JPAは、上記日当総額を含め、原告が権限に基づかずに合計358万9691円を受領したと主張して別件訴訟を提起したことが認められるところ、本件後半の記載（原告が一括で800日分の日当240万円を受領し、JPAが原告に対し約300万円の支払を求める民事訴訟を提起した。）は、上記認定事実とその日額が一致し、受領総額や訴訟における請求金額もおおむね近似している上、相当額を一括で受領しているという点においても共通しており、その核心部分について真実であると認められる。

これに対し、原告は、本件後半の記載には一括で240万円を受領したと記載されているため真実性を欠くと主張する。しかし、本件後半の記載において「一括で800日分の日当240万円を受け取るなど恣意性が高く、民事請求可能と考えられ、なおかつ額も大きなものであるからです。」と記載されているのは、原告が受領した総額の多さと、一括受領という恣意性の高い受領態様の双方を、原告に対して民事訴訟を提起した理由として示しているものと解されるところ、上記のとおり、一括受領という受領態様については97万円というまとまった金額を一括で受領している事実が認められるから、摘示された事実の重要な部分は真実であると評価することができる。したがって、一括受領の記載を理由に真実性を欠くとする原告の上記主張は採用することができない。

(4) 小括

以上によれば、本件書面2に係る記載は原告の社会的評価を低下させる面

があるものの、被告が本件書面2を送付した行為の違法性は阻却される。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はその余の点を検討するまでもなく、理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官

清水知恵子 

清 水 知 恵 子

10

裁判官

山田一哉

山 田 一 哉

15

裁判官

三並理緒 

三 並 理 緒

20